

個人確定申告の準備をスタートいたします！

平成29年3月15日(金)の所得税・贈与税、3月31日(金)の個人消費税について準備を開始いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

申告完了目標は所得税・贈与税については平成29年2月28日、医療申告・消費税については平成29年3月10日です。

確定申告にあたっては、節税申告となるように事前準備から申告納税まで十分な検討と正確さをもってまいりますので、よろしくお願いいたします。

1. 確定申告準備

- (1) 平成28年確定申告状況確認書により変更事項をお知らせ下さい
- (2) 不動産等の売却、財産の贈与がある場合には年内に個別相談をさせていただきます
- (3) 年内にできる節税対策についてもご相談下さい
- (4) 医療申告用に決算資料作成のエクセルシートを準備しておりますので、ご希望の方は担当までお知らせ下さい

2. 資料収集

- (1) 10月から生命保険の控除証明書類等の送付があります
- (2) 事前に資料袋をお渡しいたしますので、確定申告関係書類を入れてご郵送下さい
- (3) 前年の確定申告をもとに作成した資料チェックリストにより回収資料の確認と未回収資料について確認させていただきます
- (4) 一般申告については、1月末までに資料収集の完了を目標といたします

3. 確定申告税額

- (1) 2月中旬を目途に概算税額をお知らせいたします。納税資金の確認をお願いいたします
- (2) 確定申告は電子申告によりますので、電子申告後に確定税額をお知らせするとともに確定申告書をご郵送いたします
- (3) 申告内容についてのご説明は担当が伺った際にさせていただきます
- (4) 確定申告書以外の関係書類については、一般申告については確定申告ファイルと一緒に、医療申告については3月末を目途にご郵送いたします

4. 確定申告報酬

- (1) 一般申告の確定申告報酬は前年と状況がお変わらない場合は前年通りとさせていただきます
- (2) 資産売却等があった場合には、確定申告料金表をもとにお見積りさせていただきます
- (3) 確定申告報酬はご契約口座からのお引落とさせていただきます

決算資料の作成は橋本会計作成のエクセルシートをご活用下さい

歯科会計

歯科確定申告の注意点 金属在庫

金パラ等の金属価格の高騰により税務調査時において金属在庫の確認が集中的に行われております。
その内容は

- (1) 決算時期直前の金属購入伝票により購入数量を確認する
- (2) 購入数量について技工所渡し分、院内使用分を考慮して決算時点の在庫数を計算する
- (3) 計算した結果と棚卸計上された実際額を比較して差異がないことを確認する
- (4) 技工所への預け分については、技工所からの残高報告と一致していることを確認する
- (5) 金属屑については精製業者から金属屑売却資料を取り寄せ入金の確認をする

以上により申告内容に間違いがあれば修正申告となりますが、金属在庫の過小計上、金属屑売却の未計上については、通常の修正申告よりも厳しい取り扱いがなされることが多いので注意が必要です。

1. 金属購入の注意点

- (1) 金属は決算日時点で在庫になっていると利益となるので、適正額購入、適正在庫となるように考慮して下さい
- (2) 診療所内で使用する場合には、月末に在庫数を確認することをお勧めします
- (3) 決算時には、決算日現在の在庫数の確認をお願いします
- (4) 技工所預けの場合には、毎月の請求書上に使用数量と在庫数の記載をするようにご依頼下さい
- (5) 棚卸時は金属について次の数量をご確認下さい
 - ① 院内在庫
 - ② 技工所預け在庫
 - ③ 上記数量には決算日最終納品分までの考慮をしてください

2. 金属売却処理の注意点

- (1) 定期的に売却処理をお願いします
- (2) 例えば年2回、または決算時在庫を毎年売却処理するというように決めていただくとよろしいと思います
- (3) 会計上の売却処理の認識日は精製業者への金属渡し日となります（決算日までに未入金の場合には未収入金として処理します）
- (4) 入金額は事業上の預金口座への振込にてお願いします
- (5) 精製業者からの精算書についてはファイルして保管下さい（税務調査時に必要な資料となります）

決算資料の作成は橋本会計作成のエクセルシートをご活用下さい

ドクター会計

医療確定申告の注意点 未収入金の計上

確定申告では1年間の収入のすべてについて申告する必要がありますが、ここでいう収入には患者さんに対して診療行為が完了した全てのものが含まれます。

そのため、年度末までに診療行為が完了し入金翌年にまたがるものについては、未収入金として収入計上する必要があります。

この未収入金を翌年の入金時に収入計上することは「期ズレ」と呼ばれ、税務調査で収入計上もれとして指摘されることが多い事項です。

① 保険窓口未収入金

窓口の負担金について、患者さんの現金の持ち合わせがないといった理由から、次回来院時にその分を受け取るといったことがあります。決算をまたぐ場合には未収入金計上が必要です。

また、決算時レセコン上は未収金となっているもので実際には受け取る予定の無いものについては、窓口負担金の免除等としてレセコン上から除く処理をしてください。

② 自賠責・労災

診療行為が決算までに完了し、入金が翌期以降となるものについて、未収入金計上が必要です。決算をまたいで翌月に労働基準監督署や損害保険会社に請求されるものについても、もれの無いようにしてください。

③ 健康診断、予防接種

市町村や医師会、企業に対して請求するものについて、入金が翌期以降となるものについて、未収入金計上が必要です。

数か月分をまとめて請求することもあり、診療した日から入金までに時間がかかることが多いため、注意が必要です。

④ その他の収入

院内の公衆電話や自動販売機の販売手数料等について、前月売上分を翌月に入金しているような場合には、決算の際、未収入金計上が必要となります。

なお、市区町村や医師会等から受ける報酬の内、源泉徴収票が発行されるものについては、「給与所得」となりますので、未収入金計上する必要はありません。

医療承継

現金贈与の注意点

相続の生前対策として子・孫への現金贈与がよく行われます。その注意点を以下まとめます。

<現金贈与の注意点>

贈与を受けた場合、1月～12月の1年間で合計110万円（複数人からの場合はその合算）を超えると贈与税の申告・納税負担が生じます。

なお、配偶者や子・孫等の扶養者への「生活費・教育費」としての資金提供は贈与税の課税対象外となります。ただし、「必要な都度・必要な額」（通常必要と認められる額）を超えると夫婦間や親子間であっても贈与税の課税対象となる点注意が必要です。具体的には、生活費や教育費の名目で贈与を受けた場合であっても、それを預金したり株式や不動産などの買入資金に充てている場合には贈与税の課税対象になります。

（連年贈与における注意）

Q. 親から毎年100万円ずつ10年間にわたって贈与を受ける場合には、各年の受贈額が110万円の基礎控除額以下ですので、贈与税がかからないことになりますか？

A. 10年間にわたって毎年100万円ずつ贈与を受けることが、贈与者との間で約束されている場合には、1年ごとに贈与を受けると考えるのではなく、約束をした年に、定期金に関する権利（10年間にわたり毎年100万円ずつの給付を受ける権利）の贈与を受けたものとして贈与税がかかりますので申告が必要です。



こうされないためには・・・



- ・ 毎年贈与の都度、贈与契約書を作成する（1回1回取り決めた贈与であるとする）
- ・ 毎年同じ日にではなく、時期や金額をずらしたり、贈与するモノをかえる

<名義預金に注意>

相続対策として、生前に子や孫名義の口座を作成し、そこに毎年資金移動（贈与）することがよく行われています。しかし、贈与の実態が認められず名義預金（子や孫の名義を借りて単に預金を移しただけ）であると認定されると、贈与は不成立ということになり相続財産に加算されてしまいます。



「贈与の実態を整えておく必要があります」

※贈与が成立する前提として、「あげました・もらいました」とお互いの認識があることが必要です。



- ・ 贈与を受けている子や孫も、贈与を受けている認識をもっておく
- ・ 通帳及び印鑑は贈与者ではなく子や孫もしくはその親権者が管理するようにする
- ・ 贈与契約書を贈与の都度作成する（幼い子の場合は親権者の押印もしておく）
- ・ 贈与税の申告をする

<贈与する金額について>

将来の相続税率が高いと予測される場合には、それよりも低い贈与税率となる金額水準（基礎控除額110万円を超える額）で毎年の贈与を行っていくことも相続対策上有効です。